

# 社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会高等職業訓練促進資金貸付規程

## (目的)

第1条 この貸付規程は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（厚生労働省発雇児0307第8号平成28年3月7日付厚生労働事務次官通知。以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会（以下、「本会」という。）が実施する高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付方法、事務手続等を定め、高等職業訓練促進資金貸付事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

## (貸付けの申請)

### 第2条 高等職業訓練促進資金

(1) 高等職業訓練促進資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の書類を連合会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

#### ア 高等職業訓練促進資金貸付申請書（第1号様式）

福祉事務所長から、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受けている証明を受け、印鑑証明を添えること。

#### イ 個人情報の提供に係る同意書（第1号様式の2）

#### ウ 誓約書（第2号様式）

(2) 就職準備金を申請する場合は、養成機関の課程を修了したことを証明する書面並びに資格を取得したこと及び資格の取得年月日を証明する書面（以下「資格証明書」という。）の写しを添えて提出しなければならない。

(3) 申請書等の提出期限は以下のとおりとする。

ア 入学準備金 養成機関に入学した日から起算して11月を経過した日の属する月の末日。ただし、訓練期間が6月以上12月未満の養成機関に入学する場合は、卒業する日の30日前までとする。

イ 就職準備金 養成機関を卒業した日又は資格を取得した日のいずれか遅い日から起算して11月を経過した日の属する月の末日

なお、高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合、就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸し付けないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を習得した時点において貸し付けることとする。

(4) 「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」（雇児福発0329第6号平成29年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）第2の1（2）により、保育士修学資金貸付事業及び介護福祉士等修学資金貸付制度を受ける者は、高等職業訓練促進資金の貸付対象とはならない。同様に、専門実践教育訓練給付金及び自立支援教育訓練給付金を受給する者は、入学準備金の貸付対象とはならない。この他に、趣旨を同じくする制度を利用する者は、高等職業訓練促進

資金貸付制度の対象とはならない。同時に利用できない給付金等を受けた場合、第7条の規定のとおり返還しなければならない。

## 2 住宅支援資金

(1) 住宅支援資金の申請者は、原則、プログラム策定機関経由で、以下の書類を印鑑証明を添えて理事長に提出しなければならない。

ア 住宅支援資金貸付申請書（第101号様式）

イ 個人情報の提供に係る同意書（第101号様式の2）

ウ 誓約書（第102号様式）

（連帯保証人）

## 第3条 高等職業訓練促進資金

(1) 要綱第5の2の規定により申請者が立てる連帯保証人は1人とし、保証人を立てた場合は、前条の誓約書は連帯保証人と連署し、連帯保証人の印鑑証明を添えて提出しなければならない。

(2) 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。ただし、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人とする。

(3) 申請者は、連帯保証人を立てない場合、緊急連絡先を届け出るものとする。

(4) 連帯保証人が死亡したとき、破産手続き開始があったとき、あるいは連帯保証人として適当でない理由が生じたときには、高等職業訓練促進資金の貸付を受けた者（以下、「借受人」という。）は連帯保証人を変更することができるものとする。

(5) 前項の規定により連帯保証人を変更しようとするときは、第2条第1項第2号に規定される誓約書及び連帯保証人変更届（第3号様式）に新たな連帯保証人の印鑑証明を添えて理事長に提出しなければならない。

## 2 住宅支援資金

申請者は、連帯保証人を立てないが、申請時に緊急連絡先を届け出なければならない。

（選考）

第4条 申請者の選考は、第2条及び前条の規定により提出された書類の審査により行うものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、面接による選考を併せて行うことができる。

2 前項における選考の結果、貸付けを行うこと又は貸付けを行わないことを決定したときは、理事長はその旨を申請者に通知するものとする。

（借用証書）

## 第5条 高等職業訓練促進資金

前条第2項の規定により貸付けを行うことの決定を受けた申請者は、決定を受けた日から15日以内に、高等職業訓練促進資金借用証書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

## 2 住宅支援資金

前条第2項の規定により貸付けを行うことの決定を受けた申請者は、住宅支援資金借用証書（第103号様式）を理事長に提出することで貸付資金の交付を受けることができるものとする。なお、提出期限については別に定めるものとする。

（貸付資金の交付）

第6条 理事長は、前条第1項の提出を受けた場合は、高等職業訓練促進資金をすみやかに交付するものとする。交付金額は入学準備金については500,000円以内、就職準備金については200,000円以内とする。ただし、訓練期間が6月以上12月末満の場合は、入学準備金については250,000円以内、就職準備金については100,000円以内とする。

2 理事長は、前条第2項の提出を受けた場合は、住宅支援資金を交付するものとする。なお、交付時期については別に定めるものとする。交付金額は、入居している家賃の実費（上限7万円）の12か月分とする。

#### （返還）

第7条 要綱第9の規定により返還が生じた場合、借受人は、その理由が生じた日（要綱第11の規定による返還の債務の裁量免除を申請した者にあっては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して20日以内に、以下の書類を理事長に提出しなければならない。

##### （1）高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進資金返還明細書（第5号様式）及び返還計画書（第5様式の2）

##### （2）住宅支援資金

住宅支援進資金返還明細書（第104号様式）及び返還計画書（第104様式の2）

2 前項の期日まで書類の提出がない場合、理事長は一括での返還を求めることができるものとする。

3 高等職業訓練促進資金及び住宅支援資金の返還は、一括返還又は均等返還（月賦、半年賦、年賦）によるものとする。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げない。

4 要綱第9に規定する期間は、原則として上限60月以内とする。ただしやむをえない事由があると理事長が認めた場合はこの限りではない。

#### （返還計画の変更）

第8条 前条第1項による返還計画を変更したい場合は、事前に本会に相談の上、以下の書類を理事長に提出しなければならない。

##### （1）高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進資金返還計画変更申請書（第24号様式）及び返還計画書（第24号様式の2）

##### （2）住宅支援資金

住宅支援進資金返還計画変更申請書（第113号様式）及び返還計画書（第113号様式の2）

#### （免除の申請等）

第9条 高等職業訓練促進資金

（1）要綱第8の1の規定により返還の債務の当然免除を受けようとする者は、高等職業訓練促進資金返還債務当然免除申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

ア 要綱第8の1（1）の規定による高等職業訓練促進資金の返還の債務の当然免除を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

（ア）要綱第8の1（1）に規定する業務（以下、「指定業務」という。）への従事に必要な資格の資格証明書の写し

(イ) 指定業務従事期間証明書（第7号様式）

イ 要綱第8の1（2）の規定による高等職業訓練促進資金の返還の債務の当然免除を受けようとする場合にあっては、死亡診断書の写し又は医師の診断書等指定業務上の理由により死亡し、又は同業務に起因する心身の故障のためとして同業務を継続することができなくなったものである旨及びその年月日を証するに足りる書面

(2) 要綱第11の1の規定により返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、高等職業訓練促進資金返還債務裁量免除申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

ア 要綱第11の1（1）の規定による高等職業訓練促進資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、死亡診断書の写し又は医師の診断書等死亡その他やむを得ない事由により高等職業訓練促進資金を返還することが困難である旨を証するに足りる書面

イ 要綱第11の1（3）の規定による高等職業訓練促進資金の返還の債務の裁量免除を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書面

(ア) 指定業務への従事に必要な資格の資格証明書の写し

(イ) 指定業務従事期間証明書（第7号様式）

(3) 要綱第11の1（3）の規定により免除することができる高等職業訓練促進資金の返還の債務の額は、指定業務に従事した月数を60で除して得た数値を高等職業訓練促進資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乗じて得た額とする。

(4) 理事長は、第1項（1）および（2）に規定する免除の申請があったときは、承認すること又は承認しないことを、当該申請を行った者に通知するものとする。

(5) 前項により理事長から返還の債務の裁量免除の承認を受けた者は、借用金額から返還免除額を差し引いた金額について、前条の規定のとおり返還しなければならない。

(6) 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貸付にかかる債権を放棄することができる。ただし、あらかじめ愛知県又は名古屋市に協議を行わなければならない。

ア 借受人及び連帯保証人が破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき

イ 借受人及び連帯保証人が無資力の状態にあり、返還することができる見込みがないと認められるとき

ウ 債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないなど、取立てを行う上で本会に生じる負担が過大であると認められるとき

## 2 住宅支援資金

(1) 要綱第8の2の規定により返還の債務の当然免除を受けようとする者は、プログラム策定機関経由で、住宅支援資金返還債務当然免除申請書（第105号様式）に従事証明書（第106号様式）を添えて理事長に提出しなければならない。

(2) 要綱第11の2（1）の規定により返還の債務の裁量免除を受けようとする者は、住宅支援資金返還債務裁量免除申請書（第107号様式）に死亡診断書の写し又は医師の診断書等死亡その他やむを得ない事由により住宅支援資金を返還することが困難である旨を証するに足りる書面を添えて理事長に提出しなければならない。

(3) 理事長は、第2項（1）および（2）に規定する免除の申請があったときは、承認すること又は承認しないことを、当該申請を行った者に通知するものとする。

(4) 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貸付にかかる債権を放棄するこ

とができる。ただし、あらかじめ愛知県又は名古屋市に協議を行わなければならない。

ア 借受人が破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項その他の法令の規定によりその責任を免れたとき

イ 借受人が無資力の状態にあり、返還することができる見込みがないと認められるとき

ウ 債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないなど、取立てを行う上で本会に生じる負担が過大であると認められるとき

(猶予の申請等)

第 10 条 要綱第 10 の 1 の規定により返還の債務の履行の当然猶予を受けようとする者は、高等職業訓練促進資金返還債務当然猶予申請書(第 9 号様式)に当該養成機関等に在学し、又は在校している旨を証するに足りる書類を添えて理事長に提出しなければならない。また、在学中は毎年 10 月 1 日における在学状況を 10 月 15 日までに在学届(第 27 号様式)により理事長に報告を行わなければならない。

2 要綱第 10 の 2 (1) の規定により返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする者は、高等職業訓練促進資金返還債務裁量猶予申請書(第 10 号様式)に、次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 要綱第 10 の 2 (1) アの規定による高等職業訓練促進資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、指定業務従事届(第 11 号様式)

(2) 要綱第 10 の 2 (1) イの規定による高等職業訓練促進資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、医師の診断書等その事由及び猶予を受けようとする期間を証するに足る書面

3 要綱第 10 の 2 (2) の規定による住宅支援資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、住宅支援資金返還債務裁量猶予申請書(様式第 108 号)に医師の診断書等その事由及び猶予を受けようとする期間を証するに足る書面を添えて理事長に提出しなければならない

4 理事長は、猶予の申請があったときは、承認すること又は承認しないことを申請者に通知するものとする。

5 要綱第 10 の 2 (1) イ又は同項(2)の規定中、その他やむを得ない事由により資金の返還の債務の履行の裁量猶予を受けようとする場合にあっては、その理由を理事長に申し立てなければならない。

6 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、引き続き就業している期間中は、住宅支援資金返還債務裁量猶予申請書(様式第 108 号)に従事証明書(様式第 106 号)を添えて提出することで、返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(延滞利子)

第 11 条 理事長は、借受人が正当な理由がなくて資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額については従前の例によることとする。ただし、延滞利子に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。また、当該延滞利子が 1,000 円未満のときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出義務)

第12条 高等職業訓練促進資金

(1) 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに次の書面により理事長に届け出なければならない。なお、第15条の規定により契約解除となった場合であっても、第7条の規定による返還中及び第10条の規定による返還猶予中にあっては、借受人は届出義務を負うものとする。

ア 借受人の氏名又は住所もしくは振込希望口座又は返還金の送金口座を変更したとき

　　氏名・住所・口座変更届（第12号様式）

イ 借受人が退学・留年・休学・停学・復学・転学したとき

　　養成機関にかかる変更届（第13号様式）

ウ 高等職業訓練促進資金の借受を辞退するとき

　　高等職業訓練促進資金辞退届（第14号様式）

(2) 借受人は、養成機関を卒業後、要綱第8に規定する債務の当然免除が承認されるまで、毎年4月1日における勤務先等を、その年の4月15日までに指定業務従事届（第11号様式）により理事長に報告を行わなければならない。期日までに提出がない場合、理事長は高等職業訓練促進資金の返還を求めることができるものとする。

(3) 借受人は、養成機関を卒業後、債務の全額を返還するまでもしくは要綱第8に規定する債務の当然免除が承認されるまで、毎年4月、7月、10月、1月の1日における就業状況等を、各月の15日までに現況届（第15号様式）により理事長に報告を行わなければならない。ただし、4月に行う報告は4月1日現在指定業務に従事していない時に限る。

(4) 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、1ヶ月以内に次の書面により理事長に届け出なければならない。

ア 養成機関を卒業したとき

　　養成機関卒業届（第16号様式）

イ 取得資格を取得したとき

　　資格取得届（第17号様式）

ウ 准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、高等職業訓練促進給付金の支給を受けながら養成機関で修業するとき

　　進学届（第26号様式）

エ 従事している事業所の名称、所在地が変更されたとき（転勤等により勤務地が変更した場合を含む）

　　指定業務従事事業所変更届（第18号様式）及び指定業務従事期間証明書（第7号様式）

オ 指定業務従事事業所を退職したとき

　　指定業務従事事業所退職届（第19号様式）及び指定業務従事期間証明書（第7号様式）

カ 指定業務従事事業所において休職したとき

　　指定業務従事事業所休職届（第25号様式）

(5) 借受人が死亡したときは、その親族、連帯保証人又は緊急連絡先とされている者は、事実を証明する書面を添えて、1ヶ月以内に借受人死亡届（第20号様式）を理事長に届け出なければならない。

- (6) 借受人は、連帯保証人の氏名、住所もしくは職業に変更があったときは、1ヶ月以内に連帯保証人氏名・住所等変更届（第21号様式）により理事長に届け出なければならない。
- (7) 借受人は、転居等により高等職業訓練促進給付金を支給する福祉事務所が変更した場合は、変更後の福祉事務所に高等職業訓練促進給付金支給状況の証明願兼同意書（第22号様式）を提出したうえで、支給の決定から1ヶ月以内に高等職業訓練促進給付金の支給継続届（第22号様式の2）により理事長に届け出なければならない。
- (8) 本条による届出は、借り受けた高等職業訓練促進資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

## 2 住宅支援資金

- (1) 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに次の書面により理事長に届け出なければならない。なお、第15条の規定により契約解除となった場合であっても、第7条の規定による返還中及び第10条の規定による返還猶予中にあっては、借受人は届出義務を負うものとする。
  - ア 借受人の氏名又は住所もしくは振込希望口座又は返還金の送金口座を変更したとき  
氏名・住所・口座変更届（第109号様式）
  - イ 住宅支援資金の借受を辞退するとき  
住宅支援資金辞退届（第110号様式）
- (2) 借受人は、次のいずれかに該当するに至ったときは、1ヶ月以内に次の書面により理事長に届け出なければならない。
  - ア 従事している事業所の名称、所在地が変更されたとき（転勤等により勤務地が変更した場合を含む）  
業務従事事業所変更届（第114号様式）
  - イ 指定業務従事事業所において休職したとき  
業務従事事業所休職届（第115号様式）
- (3) 借受人が死亡したときは、その親族又は緊急連絡先とされている者は、事実を証明する書面を添えて、1ヶ月以内に借受人死亡届（第111号様式）を理事長に届け出なければならない。
- (4) 本条による届出は、借り受けた住宅支援資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。
- (5) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をしたときは、プログラム策定機関経由で、従事証明書（第106号様式）を理事長に提出しなければならない。

### （事務所への照会）

第13条 理事長は、借受人に高等職業訓練促進給付金の支給決定を行った福祉事務所長に対して、おおむね四半期ごとに借受人の修学状況及び高等職業訓練促進給付金の支給状況について照会するものとする。

### （勤務期間の計算）

第14条 返還免除及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、指定業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。ただし、当該指定

業務に従事しなくなった月において再び当該業務に従事し始めたときは、その月を一月として算入するものとする。

(貸付契約の解除)

第15条 高等職業訓練促進資金

(1) 理事長は、次に掲げる事由が生じた場合には、貸付契約を解除できるものとする。

ア 要綱第7の1に規定する資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

イ 第12条の規定による届出義務に違反している場合

ウ 高等職業訓練促進給付金の支給対象ではなくなった場合

エ 高等職業訓練促進給付金を支給する福祉事務所の管轄区域から転出する場合（第12条第7項の規定による届け出をした場合を除く。）

(2) 前項に規定する契約の解除をする場合、理事長は、借受人に対しその旨を通知し、高等職業訓練促進資金の返還を求めることができるものとする。

(3) 借受人は、要綱第7の2に規定する契約の解除を申し出る場合、高等職業訓練促進資金貸付契約解除申出書（第23号様式）を理事長に提出し、すでに貸付を受けている高等職業訓練促進資金を一括又は分割で返還しなければならない。

2 住宅支援資金

(1) 理事長は、次に掲げる事由が生じた場合には、貸付契約を解除できるものとする。

ア 要綱第7の1に規定する資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合

イ 第12条の規定による届出義務に違反している場合

ウ 名古屋市在住の借受人にあっては名古屋市外に転出する場合、名古屋市以外の県内在住の借受人にあっては名古屋市及び県外に転出する場合

(2) 前項に規定する契約の解除をする場合、理事長は、借受人に対しその旨を通知し、住宅支援資金の返還を求めることができるものとする。

(3) 借受人は、要綱第7の2に規定する契約の解除を申し出る場合、住宅支援資金貸付契約解除申出書（第112号様式）を理事長に提出し、すでに貸付を受けている住宅支援資金を一括又は分割で返還しなければならない。

(愛知県及び名古屋市との関係)

第16条 本事業の実施にあたっては、愛知県及び名古屋市の指導及び助言を受けるものとする。

2 本規程の改正にあたっては、愛知県及び名古屋市の承認を受けたうえで行うものとする。

附 則

この取扱は、平成29年4月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この取扱は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この取扱は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

この取扱は、令和2年7月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この取扱は、令和2年12月4日から施行する。

附 則

この取扱は、令和3年6月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この取扱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この取扱は、令和7年7月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 住宅支援資金の借用証書提出期限及び交付時期について

ア 決定通知を受けた方は、「住宅支援資金借用証書」を提出することで、住宅支援資金が交付されます。

イ 毎月1日～10日の間に「住宅支援資金借用証書」が到着した場合、到着した月の月末に、到着月分と次月分の2か月分を交付します。11日以降に到着したものについては、次月の月末に、次月分と次々月分2か月分を交付します。

※月末とは、その月の最後の金融機関営業日かつ社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会開所日のことです。

※「住宅支援資金借用証書」の到着月によって、偶数月払いと奇数月払いにわかれます。

偶数月払い（4月、6月、8月、10月、12月、2月）

奇数月払い（5月、7月、9月、11月、1月、3月）